

## 枚方市教育委員会規程第 号

## 枚方市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程

枚方市教育委員会事務局事務決裁規程（平成10年枚方市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表(1)表に次のように加える。

27	臨時職員の雇用基準を定めること。	○		
28	臨時職員の雇用予定者の登録を行うこと。	○		
29	臨時職員の雇入れ及び解雇を行うこと。	○		

別表第2の2の表(2)表に次のように加える。

13	臨時職員（一般事務に従事する者を除く。）の雇入れ及び解雇を行うこと。	○		
----	------------------------------------	---	--	--

別表第2の2の表(4)表に次のように加える。

5	臨時職員（一般事務に従事する者を除く。）の雇入れ及び解雇を行うこと。	○		
---	------------------------------------	---	--	--

別表第2の3の表(4)表に次のように加える。

2	臨時職員（一般事務に従事する者を除く。）の雇入れ及び解雇を行うこと。	○		
---	------------------------------------	---	--	--

別表第3の4の項中「企画課長」を「企画課長 財政課長」に、「コンプライアンス推進課長 財務部長 財政課長」を「コンプライアンス推進課長」に改める。

## 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

新 (改正後)		旧 (現 行)							
第1条～第16条 [略] 別表第1 [略] 別表第2 個別専決事項 1 総合教育部 (1) 教育政策課に関する事項		第1条～第16条 [略] 別表第1 [略] 別表第2 個別専決事項 1 総合教育部 (1) 教育政策課に関する事項							
項	事項	部長	課長	統括課長代理	項	事項	部長	課長	統括課長代理
1	[略]	[略]	[略]	[略]	1	[略]	[略]	[略]	[略]
～					～				
26					26				
27	<u>臨時職員の雇用基準</u> を定めること。	○							
28	<u>臨時職員の雇用予定</u> 者の登録を行うこと。	○							
29	<u>臨時職員の雇入れ及</u> <u>び解雇を行うこと。</u>	○							
(2) おいしい給食課に関する事項 [略]		(2) おいしい給食課に関する事項 [略]							
2 学校教育部		2 学校教育部							
(1) 学務課に関する事項 [略]		(1) 学務課に関する事項 [略]							

新 (改正後)		旧 (現 行)			
(2) 教職員課に関する事項		(2) 教職員課に関する事項			
項	事項	部長	課長	統括課長代理	
1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
～					
12					
13	<u>臨時職員(一般事務に従事する者を除く。)の雇入れ及び解雇を行うこと。</u>	〇			
(3) 児童生徒支援室に関する事項 [略]		(3) 児童生徒支援室に関する事項 [略]			
(4) 教育指導課に関する事項		(4) 教育指導課に関する事項			
項	事項	部長	課長	統括課長代理	
1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
～					
4					
5	<u>臨時職員(一般事務に従事する者を除く。)の雇入れ及び解雇を行うこと。</u>	〇			
(5) 教育研修課に関する事項 [略]		(5) 教育研修課に関する事項 [略]			

新 (改正後)		旧 (現 行)	
3 社会教育部 (1) ～ (3) [略] (4) スポーツ振興課に関する事項		3 社会教育部 (1) ～ (3) [略] (4) スポーツ振興課に関する事項	
項	事項	部長	課長
1	[略]	[略]	[略]
2	<u>臨時職員 (一般事務に従事する者を除く。)の雇入れ及び解雇を行うこと。</u>	○	
		統括課長代理	統括課長代理
		[略]	[略]
別表第3 (第10条関係)			
合議事項			
項	事項	合議者	合議者
1	[略]	[略]	[略]
～			
3			
4	総合計画に基づき新規事務事業及び主要事務事業の企画及び施行 (総務部長、コンプライアンス推進課長及び教育政策課長) にあつては、条例、規則、訓令及び要綱の	総合教育部長 政策課長 部長 企画課長 財政推進課長	教育部長 総合政策課長 企画課長 革推進課長 総務部

主要な改正部分の新旧対照表

新 (改正後)		旧 (現 行)	
<p>制定及び改廃を伴うものに限る。)</p>	<p>長 総務部長 プライアンス推進課 長</p>	<p>制定及び改廃を伴うものに限る。)</p>	<p>長 コンプライアンス推進課長 長 財務部長 長 財政課長</p>
<p>5 ～ 16</p>	<p>[略]</p>	<p>5 ～ 16</p>	<p>[略]</p>
備考 1～2 [略]		備考 1～2 [略]	